

「外国人労働者の受け入れを巡る考え方のとりまとめ」

平成18年6月
外国人労働者問題に関する
プロジェクトチーム

外国人労働者の受入れを巡る考え方のとりまとめ

平成18年6月
外国人労働者問題に関する
プロジェクトチーム

はじめに

外国人労働者の受入れ問題については、最近、政府各方面において活発に議論されているが、当PTにおいても、3月30日以降、7回にわたり、労働政策の観点を中心に多岐の論点にわたり議論を深めてきた。

短期間の議論で網羅的に結論を得ることはできないが、従来、議論の対象が必ずしも明確でないまま、外国人労働者受入れの拡大の要否が議論されてきたくらいもあったこの問題について、どのような議論をすべきかを整理することができたことは有意義であった。

特に、現行制度において受入れを認めている「専門的・技術的分野」と受入れを認めていない「それ以外の分野」との区分に従って、その区分の意義、是非を含め、各々の区分の論点を整理することができた。

当PTにおける議論は以下のとおりであるが、これに沿ってさらに十分な検討が行われるよう提言する。

1 「専門的・技術的分野」について

現行制度において受入れが認められているこの分野について、以下のような問題が指摘されている。

- ① 高度人材の受入れが進まないでいる
- ② 「専門的・技術的分野」の範囲・要件が狭い
- ③ 留学生の国内就職が進まないでいる

(1) 高度人材の受入れ促進

我が国経済社会の活性化のために必要な高度人材（「専門的・技術的分野」のうち特に優秀な研究者等）の受入れを促進することが必要である。

高度人材の受入れが進まないでいる原因は様々考えられるが、例えば、

- ① 企業等による取組みが不十分なのではないか
- ② 制度的な見直しが必要なのではないか
- ③ 生活環境の整備が必要なのではないか

が指摘されている。

これについて、具体的にさらに受入れを促進すべき高度人材はどのような職種かを明確にしたうえ、個別の職種ごとに受入れの促進のために必要な措置を検討すべきであり、制度見直しが必要なものについては、その見直しを積極的に検討すべきである。

当面、以下の職種については、制度見直しを検討することが適当である。

- ① MBA取得者について、「投資・経営」の実務経験年数要件の緩和。
- ② コンテンツ人材について、実態に応じた認定要件の見直し（例えば、ソフト開発実績等）。

(注) 最先端技術等の優秀な研究者については、今般、在留期間の延長措置等の全国展開が決定したところである。

(2) 「専門的・技術的分野」の範囲・要件

経済社会の進展に応じ受入れが必要となった職種・分野については、「専門的・技術的分野」に追加することが検討されるべきである。

具体的には、「専門的・技術的分野」の範囲は、入管法において、「産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定められるものとされており、このような総合的な観点にたって個別の職種ごとに検討すべきである。

また、すでに「専門的・技術的分野」とされている職種についても、必要に応じ、その受入れ要件のあり方を検討すべきである。

当面、以下の事項について検討することが適当である。

- ① 工業デザイナーを「専門的・技術的分野」に追加
- ② すでに「専門的・技術的分野」とされている「技能」職種の要件緩和（例えば、技能証明のある外国料理人等についての実務経験年数要件の緩和）
- ③ 本邦と外国の企業間契約のベースでの受入れを求める意見については、一定の条件の下で、このような形態の受入れが認められることとなっており、その具体的な措置の実施

(注) 看護師については、今般、受入要件緩和措置が実施されたところである。

なお、「専門的・技術的分野」以外と整理されている製造・サービス分野の熟練技能者や介護福祉士等資格者（以下「高度技能者等」という。）について、「専門的・技術的分野」とすべきという意見があり、さらに検討を重ねることが適当である。その際、「専門的・技術的分野」とそれ以外の分野との区分が不明確なものとならないようにする必要がある。また、高度技能者等については、2の「「専門的・技術的分野」以外の分野」において述べるように、新たな就労資格を設けるべき等の意見があるところであり、その検討とあわせて行う必要がある。

(3) 留学生の国内就職の促進

国内就職を希望する留学生が卒業後、就労可能な「専門的・技術的分野」へ国内就職すること、特に最先端技術等の研究者等の高度人材としての就職は促進すべきである。

そのための措置として、企業・研究機関による支援の取組み等に加え、制度的な見直しとして、卒業後の就職活動ビザの延長（180日→1年）、総合職としての受入れ促進のための在留資格の見直しを図るべきとの意見があるが、それが真に就職が進まない阻害要因となっているかを十分に確認の上、さらに検討することが適当である。

2 「専門的・技術的分野」以外の分野について

「専門的・技術的分野」以外の分野については、現行入管制度において受入れが認められていない。

この分野は、未熟練・無資格の単純労働者と、高度技能者等に区分され、それぞれ次のような問題が指摘されている。

- ① 高度技能者等の受入れを認めるべき（例えば、技能実習終了者のうち優秀な者）
- ② 単純労働者について設けられている研修・技能実習制度を見直すべき
- ③ 日系人についての受入制度を見直すべき

「専門的・技術的分野」以外の分野の受入れを検討するにあたっては、次の観点を基本とすることが重要である。

- ① 我が国産業、国民生活に必要な労働力は我が国の労働力によることを基本とすべきである。特に、高齢者、女性、若年者等の雇用機会を妨げないことが必要である。
- ② まずは低賃金構造の業種に対する産業政策を明確化すべきである。
- ③ 滞在の長期化、定住化に伴う、教育、医療、福祉、治安その他の社会的コストが増大しないようにすることが必要である。
- ④ なお、治安等の観点から、関係閣僚会議において検討されているところであるが、外国人労働者の在留管理の強化が不可欠である。

(1) 高度技能者等

高度技能者等を受け入れることとする場合には、その方策として、次のようなことが考えられる。

- ① 「専門的・技術的分野」に追加
- ② 新たにこれらの分野の受入れのための制度の創設
- ③ 現行の技能実習制度の活用

これらのいずれの方向とするかは、さらに検討を重ねることが必要である。

検討にあたっては、高度技能者等の定義・範囲について単純労働者と実態上区別することが困難な面もあることを踏まえ、「専門的・技術的分野」以外の分野が実態として無制限に受入れが認められてしまうことにならないようにすることが不可欠である。

いずれにしても、職種ごとに個別に検討していくことが必要である。

(2) 単純労働者

単純労働者については、今後も受入れを認めないという基本方針は堅持すべきである。

(3) 研修・技能実習制度

研修・技能実習制度の現状については、次のような問題が指摘されている。

- ① 國際技能協力を目的としているにもかかわらず、特に団体監理型においては、制度の目的を離れ実態として低賃金・単純労働者の受入れとなっており、

一部において労働基準法違反や人権侵害の問題を生じている。

- ② 対象職種、在留期間が、国内における産業・企業の切実な受入れニーズに十分応えるものとなっていない。
- ③ 研修期間中に報酬が支払われるのは不适当である。

他方、同制度については、次のような点で一定の評価がなされている。

- ① 在留管理に係る厳格な仕組みにより、不法就労・不法滞在を防ぎ「3年で帰す」ことが順守されている。
- ② 同制度による技能実習生の受入れにより、地域の産業や日本人の雇用が支えられている実態がある。

このようなことから、研修・技能実習制度について、単純労働者の受入れを認めない原則に沿って制度を廃止すべきであるとの意見もあるが、制度が定着していることを踏まえ、当面は、現行制度の厳格な運用を行うとともに、制度の実施状況等を踏まえ、必要な制度の見直しを検討していくことが適当である。

制度の見直しについては、次のようなさまざまな方向での意見がある。

- ① 一定の条件のもとでの再技能実習制度の導入
- ② 在留期間の延長
- ③ 技能実習対象職種の見直し・拡大
- ④ 受入枠の拡大
- ⑤ 研修と実習の関係の見直し

このような検討にあたっては、何よりも国内労働市場に悪影響を及ぼさないこと、国内の劣悪な就労を助長することのないようにすること、研修・技能実習制度が定住につながらないようにすることに最大限の配慮をすることが不可欠である。また、不法就労、不法滞在をさせないための管理面での仕組みの維持・強化を図ることや、労働基準法等違反や人権侵害の問題に迅速かつ適確に対応するための労働条件・在留管理に係る措置の厳格化を図ることが必要である。

以上の検討に併せ、現行制度が、単純労働者についての国際技能協力のためのものに限定されていることについて、必要な範囲において国内における産業・企業のニーズにも応えること、高度技能者など技能労働者の受入れも対象とすることなど、大胆な見直しも視野において検討することが有益である。

(4) 日系人

日系人については、身分を理由に制限なく受け入れられ、主として単純労働者として就労している実態があり、その受入れのあり方について、例えば、新たに日本語要件、安定的雇用の確保を要件とするとの可否を含め、検討が必要である。その際には、送出国における日本語教育の拡充や個別事情の配慮を併せて検討することが必要である。

さらに、省庁横断的な検討が行われているところであるが、日系人の定住に伴う諸問題への対処、定着支援等について、地方公共団体のみならず、国や企業が果たすべき役割も含め、体制の強化・充実を図ることが不可欠である。